令和４年小値賀町議会１１月会議

１、出　席　議　員　　７　名

２	番	松	屋	治	郎
３	番	宮	﨑	良	保
４	番	黒	﨑	政	美
５	番	末	永	一	朗
６	番	浦		英	明
７	番	今	田	光	弘
８	番	横	山	弘	藏

２、欠　席　議　員　　な　し

３、地方自治法第１２１条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	西村久之
副町長	近藤進
教育長	中村慶幸
会計管理者	前田隆利
総務課長	谷元芳久
住民課長	橋本博明
福祉事務所長	前田達也
産業振興課長	博多屋雄一郎
農業委員会事務局長	北村仁
建設課長	橋本満
建設課理事	村田祐一郎
診療所事務長	牧尾豊
教育次長	永田敬三
こども園長	植村敏彦

４、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長	西浩康
議会事務局書記	松田智恵美

５、議　事　日　程

別紙のとおりである。

議　事　日　程

令和４年小値賀町議会１１月会議

令和４年１１月２日（水曜日）　　午前１０時００分

第　１　会議録署名議員指名　（　今田光弘議員　・　松屋治郎議員　）

第　２　議案第４７号 令和４年度　小値賀町一般会計補正予算(第４号)

第　３　議案第４８号 財産の取得について（医事一体型電子カルテシステム）

午前10時00分　開　議

議長（横山弘藏）　ただいまから、令和４年小値賀町議会11月会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、７番・今田光弘議員、２番・松屋治郎議員を指名します。

日程第２、議案第47号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。　　町　　長

町長（西村久之）　議案第47号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第４号）について、説明をいたします。

今回の補正予算は、国の「電力･ガス･食品等価格高騰緊急給付金」による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化による、生活者支援及び事業者支援のための増額補正が主なものでございます。

予算書１ページ 第１条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,634万5,000円を追加し、補正後の予算総額を42億270万6,000円とするものでございます。

第２条は、地方債の補正で、４ページ第２表に示しますとおり、「小値賀島地区漁港機能保全工事」170万円の増額変更でございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細につきましては 担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　それでは、説明書７ページ、歳入から説明いたします。

14款２項１目・民生費国庫補助金3,170万円の増額は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で、７目・総務費国庫補助金2,296万4,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、２項・国庫補助金の総額を２億44万円としております。

15款２項４目・農林水産業費県補助金258万円の増額は、水産物供給基盤機能保全事業補助金で、２項・県補助金の総額を２億3,809万8,000円としております。

18款１項１目・財政調整基金繰入金740万1,000円の増額は、財源調整で、

１項・基金繰入金の総額を６億 4,164 万 1,000 円としております。

21 款１項４目・農林水産業債 170 万円の増額は、小値賀島地区漁港機能保全工事に係る過疎債の変更増額分で、１項・町債の総額を３億 4,321 万 1,000 円としております。

８ページ、歳出では、２款１項 15 目・新型感染症対策費 6,170 万円の増額は、「いま！おぢかでつかうけん」事業関係委託料、電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計へ影響が大きい住民非課税世帯等に対して、１世帯あたり５万円を給付する非課税世帯等給付金、公共交通への事業継続支援金、肥料価格高騰対策事業補助金が主なもので、1 項･総務管理費の総額を５億8,386 万5,000 円としております。

５款３項５目・漁港建設費 464 万 5,000 円の増額は、小値賀島地区漁港機能保全工事費及び、小値賀漁港県単修築事業地元負担金で、３項・水産業費の総額を２億 7,602 万 9,000 円としております。

以上で、説明を終わります。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第１表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 14 款・国 庫 支 出 金

国庫支出金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第 15 款・県　支　出　金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第 18 款・繰　　入　　金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第 21 款・町　　債

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　歳出に移ります。

第２款・総　　務　　費　　浦　　議　　員

６番（浦　英明）　１節の方に、非課税世帯給付金関係会計年度任用職員報酬が 56 万 6,000 円計上されておりますけれども、これは申請に必要な手続きをするために雇用をするのか。また、その手続きに要する日数がいつまでを予定しているのか、確かあの申請期限が令和５年の１月 31 日までだと思いますが、そ

こまでなのかお尋ねします。
議長（横山弘藏）　住 民 課 長
住民課長（橋本博明）　お答えいたします。
　この会計年度任用職員につきましては、雇用期間は３月末までを考えております。議員おっしゃるとおり、申請というか、その手続きの期限は１月末ですけれども、その前段階の準備の作業、書類の準備の作業であるとか、その後の整理、支給が終わった後の整理作業も含めまして、３月までの雇用を考えております。
議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　わかりました。その下にですね、職員の時間外手当が 60 万円を計上されておりますけども、この任用職員を補佐するための分なのか、この内容についてお尋ねします。
議長（横山弘藏）　住 民 課 長
住民課長（橋本博明）　お答えいたします。
　会計年度任用職員と別にですね、正規の職員が事務に当たりますが、その時間外相当分として計上しておりまして、事務としては会計年度任用職員ができない部分、例えばシステムの操作であるとか、支出の手続きであるとか、そういうものを考えております。
議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　この職員は、何名を予定しておりますか。
議長（横山弘藏）　住 民 課 長
住民課長（橋本博明）　主に事務の担当としましては、税務係を考えておりますが、状況によりましては、他の係の職員にも応援をさせますので、それらの時間外に充てることも考えております。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　12 節の委託料で、「いま！おぢかでつかうけん」これが 2,500 万円計上されておりますけども、この算出根拠は前出されたとおりだと思いますけども、2,300 人に１万円を掛けて 2,300 万、それに印刷代等他を加えて 2,500 万としているものと、こういうふうにこう思うんですけども、この…いつ頃これ発行して、だいたいいつ頃使えるようになるんですか。この前も尋ねたと思うんですけど、お願いいたします。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。
　委託料の内容については、先ほど議員さんがおっしゃられたとおりで、ほぼそれと同額ということになっております。実際９月末現在で、2,250 人程度になっておりますので、その数字で、11 月１日現在でですね、住民基本台帳の方に

登録されている数字で発行したいと思っております。それから発行の日ですけども、一応12月に発行できればと思っております。それからあの…これ、委託契約を商工会と結ぶようにしておりますけども、皆さんご存知のように、商工会も申告の時期で、ちょっと忙しいこともありまして、今回、通常やったら３カ月間の使用期間を設けておりますけども、今回ちょっと２カ月、１月31日までを、であれば対応可能ではないかということで、話は聞いております。また正式に、この12月１日から１月31日という契約を結んでおりませんし、もしかしたらその対応が難しい場合は、繰越もあり得るかもわかりませんけど、今のところは、その日程で調整をしたいと考えております。

議長（横山弘藏）　今　田　議　員

７番（今田光弘）　その非課税世帯の給付金のその関係システムの改修ということで148万5,000円出ておるんですが、今までも非課税世帯を対象にしたいろいろなことがあったと思うんですが、それに対して、このシステムの改修というのはどのようなものでしょうか。

議長（横山弘藏）　住　民　課　長

住民課長（橋本博明）　お答えいたします。

前回、令和３年度にも非課税世帯への給付を行っております。で、その時にもシステムを導入しておるんですけども、今度の非課税世帯の給付を行うための対象者の抽出であるとか、書類の作成をこのシステムで行うんですけれども、その対象者の抽出とか、そういう一度に処理をするためのシステムの改修ということで、今回の非課税給付の対象者に合うように改修をする予定ということにしております。

議長（横山弘藏）　今　田　議　員

７番（今田光弘）　あの、すいません、ちょっとよくわからなかったんですが、こういう内容の支払うことがあると、その度その度にシステムを改修ということなんでしょうか。

議長（横山弘藏）　住　民　課　長

住民課長（橋本博明）　お答えいたします。

この非課税世帯の給付の事務のシステムについては、改修が必要ということで、前回のシステムのままでは、対象者の抽出などができないものとなっているというふうに聞いております。

議長（横山弘藏）　今　田　議　員

７番（今田光弘）　次の18節で、事業継続支援金、公共交通に対して250万とあるんですが、すいません、その内訳を教えて下さい。

議長（横山弘藏）　総　務　課　長

総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。

この公共交通については、もう小値賀交通１社だけの支援金という形で、予算計上させていただいております。

議長（横山弘藏）　今　田　議　員

７番（今田光弘）　小値賀交通以外にも、例えば九州商船だとかですね、野母商船とかあると思うんですが、小値賀交通だけにした理由をお教え下さい。

議長（横山弘藏）　総　務　課　長

総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。

他のあの…海上交通については、補助航路で補助金を別にもらっております。またあの、公共空白地の、社会福祉協議会あたりもですね、過疎債あたりを利用して事業をやっておるんですけども、今回小値賀交通についてはですね、一般財源のみでの支出にしておりまして、その中でですね、一番コロナの影響を受けているということで、今回、小値賀交通だけを対象として予算を計上いたしております。

議長（横山弘藏）　今　田　議　員

７番（今田光弘）　コロナの影響を受けているということは、燃料代ということですか。

議長（横山弘藏）　総　務　課　長

総務課長（谷元芳久）　おっしゃるとおり、燃料代も含めておりますけども、修繕等で部品等の高騰によりまして、そういったものも修繕料が前回と比較して増額になっておりますので、その分も含めて今度の支援金の中に予算計上させていただいております。

議長（横山弘藏）　今　田　議　員

７番（今田光弘）　九州商船さんが今年度値上げして、また来年も値上げしたいということなんですが、そういうのを例えば町の方で少し補助することによって、その島民の負担が減るというような気もするんですけども、それは現実的ではないんでしょうか。

議長（横山弘藏）　総　務　課　長

総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。

九州商船さんの値上げの話なんですけども、一応、あの…島民への負担というのは増えは致しません。実質的には、町の地元負担金、町が支払う地元負担金が増額になるという形で、町民皆様の方に直接運賃が影響するものではないので、今回は九商あたりへの、支援金ということでは上げておりません。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　宮　﨑　議　員

３番（宮﨑良保）　同じ 18 節なんですけども、肥料価格高騰対策事業補助金で 250 万計上されております。今現在、皆さん知ってるとおり、じわじわと肥料価格が高騰し、農家経営を圧迫している状態でございます。ちょっと具体的に内

容の説明をお願いしたいと思います。
議長（横山弘藏）　産業振興課長
産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。
　内容の説明ですけれども、秋肥分と来年の春肥分に掛かる高騰分になっております。秋肥分の小値賀町でその消費する分を 1,500 万円と見込んでおりまして、来年の春肥分を今のところ 1,900 万円と見込んでおります。その見込みに対する国の補助金の裏の３割に、この肥料価格高騰対策事業補助金、町費として支援するものでございます。
議長（横山弘藏）　宮　﨑　議　員
３番（宮﨑良保）　秋肥に 1,500 万、春肥で 1,900 万ということを予想してるということですが、その内、国の補助金の２割か３割ということなんですけど、その国の補助金の額はわかりませんか。
議長（横山弘藏）　産業振興課長
産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。
　すいません。議長、休憩をお願いします。
議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

―　休憩　　午前　　10　時　20　分　―
―　再開　　午前　　10　時　24　分　―

議長（横山弘藏）　再開します。　　産業振興課長
産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。
　そのまず秋肥分に掛かる国庫なんですけども、約 220 万円となります。で、春肥分の 1,900 万円に掛かる国庫の分なんですけれども、これが約 340 万円になります。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　　浦　　議　　員
６番（浦　英明）　先ほどですね、公共交通の分で、これを小値賀交通が１社だけだというふうにこう答弁されたわけなんですけども、県の内容を見てみますと、路線バスに対して１台に 30 万、タクシーが１台について５万、それから船舶が席数に応じて 100 万から 50 万、これは条件付きだということですけども、こういったその台数とか何とかに関係なくて、やっぱり１社に限定したということですか。確認の意味でもう一度お尋ねします。
議長（横山弘藏）　総　務　課　長
総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。
　船舶については、補助航路は対象と確かならなかったと思っております。それと社協の公共交通については、コロナの影響もあって、逆にあの公共交通の

方は利用者が増えてるところもありますので、今回、実際コロナの影響を受けている小値賀交通の方に支援金を１社だけという形で予算計上しております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　そしたら、県の要項と言いますか、それに沿わない形だと思うんですけども、１社であるということで、それで一応もういいです。それからですね、あの…この非課税世帯等の給付金、これにつきまして 2,850 万円を計上しておりますけれども、この給付金につきましては、５万円で割ると 570 名とこういうふうになるんですけれども、この補助対象者については、大きく分けて住民税の非課税世帯と、家計急変世帯の２つだとこういうふうに書かれておりますけども、もう一度この内容を詳しく説明願います。

議長（横山弘藏）　住 民 課 長

住民課長（橋本博明）　お答えいたします。

この非課税世帯の給付金の対象は、まず非課税世帯、住民税が非課税の世帯のみで構成される世帯ですので、人数は１人世帯であったり、複数世帯であるんですけれども、その世帯の全員が住民税非課税という条件があります。で、もう一点、その議員おっしゃるとおり家計急変世帯というものがありますが、これは今年度、住民税が課税されているけれども、例えば特定の１カ月の収入が、非課税の世帯相当まで落ち込んだ世帯という、非課税世帯に関しましては、ですので申請をしていただいて、内容を見てから、家計急変世帯というふうに該当する状況であれば、この５万円の給付対象になるというものであります。今回予算に計上しております 570 世帯は、現在、その住民税非課税の世帯のみで構成されておる世帯の相当 570 世帯を計上しておりますので、家計急変世帯の分で今後、増額がある可能性があります。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　これは所得、あるいはその何て言いますか、年収によってですね、いろいろこう違うと思うんですけども、単身者であれば確か 90 万ぐらいで、扶養者を１人抱えておれば 100 何万だと、こういうふうなこう数字が示されておりましたけれども、それであの…これは先ほど申請が必要だということですけども、必要でない方もおられるのではないかなとこういうふうにこう思うんですけども、それでこの内容についてですね、もう一度こう聞きたいんですけど、一度そこらあたりをお尋ねします。

議長（横山弘藏）　住 民 課 長

住民課長（橋本博明）　お答えいたします。

申請が必要というふうにお答えしたのは、家計急変世帯に限った話です。こちらの方で、非課税かそうでないかは把握しておりますので、非課税、先ほどのシステムの改修をしました後、そのシステムによりまして抽出する時に、住

民税非課税者だけで構成される世帯というものを抽出しまして、手続きにつきましては、前回の令和３年度の非課税世帯給付の時は、確認書というものを一旦送りまして、それをこちらの方に提出いただいて支給したんですけれども、今回、令和４年度の非課税給付につきましては、前回の給付と、世帯とか振込先の口座が変更なければですね、１月 31 日までに変更の書類が出す必要がなければ、いわゆるプッシュ型の給付、ですから該当者からは書類を出していただかなくても給付できるようなことで進めようかというふうに考えております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　わかりました。今、プッシュ型でわかりました。それであの、よその方をちょっと見てみますとですね、先ほど言われましたその確認書を出すと。例えばその急変したところなんかが、その非課税になるのかどうかちょっとわからないんで、そういったものを町の方で把握しておって、その確認書が届いた後で個人が申請をすると、こういうような仕組みを取っている自治体もあるんですけども、そこらあたりをお尋ねします。

議長（横山弘藏）　住 民 課 長

住民課長（橋本博明）　お答えいたします。

この支給に関する細かな部分は、それぞれの自治体で要項を定めてですね、そこにうたうことで実施するというふうな事業の組み立てになっておりますので、小値賀町においては先ほど申し上げましたとおり、書類を出す必要がないような要項を作りましてですね、それに基づいて実施していく方向としておりますので、それぞれの自治体によってやり方は異なってくると思います。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　浦　議　員

６番（浦　英明）　今回の電気・ガス・食料品の高騰に対する補助金ということでありまして、前にですね、水道料金のように減免措置が果たしてあるものかなというふうに思っておったんですけど、そしたら電気代なんかも自分あたりでもそがん差し引いて減免できるのかなと、こういうふうに思っておったんですけども、非課税世帯の方に一律５万円やるということで、ちょっとこう不公平感があるのかなと。国がやることだから、致し方のないことでありますけども、我々非課税世帯でないところでも１万円ぐらいくれてもいいのかなと、ちょっとこう思ったんですけども、これは国のやることですから仕方ないと思うんですけども、そこあたりをどういうふうに考えているかお尋ねします。

議長（横山弘藏）　住 民 課 長

住民課長（橋本博明）　この非課税世帯の給付金につきましては、国の財源を用いまして、その財源に見合うような事業を行うということで、今回計上させていただいておるところです。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　先ほど浦議員がおっしゃったとおり、住民へのそういった支援ということでですね、先ほど言った「おぢかでつかうけん」を、今度の交付金を、それで充ててるような形を取っております。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
第５款・農林水産業費　　浦　議　員
６番（浦　英明）　この工事請負費なんですけども、これ当初予算で確か 3,200 万円計上して、今度４号で 430 万追加補正するというふうなことになろうかと思いますけども、今回補正したこの内容をお尋ねします。
議長（横山弘藏）　建 設 課 理 事
建設課理事（村田祐一郎）　お答えいたします。
浦議員さんおっしゃるとおり、今度の当初予算で 3,200 万円を計上させていただいております。この工事の今年度の工事としては、昨年度からの継続の唐見崎地区の簡易浮き桟橋の舗装の補修と近浦地区の簡易浮き桟橋護岸の補修工事を予定していたんですけども、予算を組む時に、昨年、見積もりを出していただいた鉄・ステンレス等の建設資材がですね、今年度工事を発注する時に出していただいた見積もりとの比較が、ステンレス等においては、もう 45%程値上がりしてました。それで、今年度、計画では最終年度の予定やったんですけども、工事完了が見込めませんでしたので、県の方に補助金の増額の申請をしまして、430 万円補助金が追加されましたので、今度の補正で計上させていただいております。
議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　金額についてはわかりましたけども、私の聞き違いかどうかわかりませんけども、これは今年度中に終わらないかもわからないと聞こえたんですけども、これ繰越となる可能性があるんですか、お尋ねします。
議長（横山弘藏）　建 設 課 理 事
建設課理事（村田祐一郎）　お答えいたします。
今年度が計画の最終年度ということで申し上げまして、繰越は今のところ予定はしておりません。
議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　わかりました。
その下の負担金がですね、34 万 5,000 円計上されております。これは小値賀漁港県単修築事業地元負担金というふうになっておりまして、これは上の分と関係あるんですかね。それとも、これ違うたぐいの分の負担金なのですか。お尋ねします。

議長（横山弘藏）　建 設 課 理 事
建設課理事（村田祐一郎）　お答えいたします。
　上の工事と申しますと、機能保全工事のことですかね。これとは全く別のもので、これは県が行います、工事としましては、黒島の昔の冷蔵庫、冷凍施設があったと思うんですけども、そこから笛吹方向に、東の方向に伸びてる防波堤があると思うんですけども、そこが航路上ですね、漁船が夜間の航行が危ないということで、照明塔の設置を要望しておりまして、それの予算が付いたということで、今回負担金を計上させていただいております。
議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　もう少し詳しく説明してくれますか。どこあたりでその照明塔を、極端に言ったら蛍光灯みたいに付けるのか、何基つけるのかそういったのをちょっと詳しく説明を。
議長（横山弘藏）　建 設 課 理 事
建設課理事（村田祐一郎）　お答えいたします。
　防波堤の先端に、ソーラー式の照明塔を設置する予定と聞いております。１基ですね。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。
　農林水産業費、ほかにありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　これから歳入歳出全般についてご質疑願います。
　質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　次に第２表『地方債補正』についてご質疑願います。
　ありませんか。
　ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　まず原案に反対者の発言を許します。
　反対討論、ありませんか。
（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　反対討論なしと認めます。
　次に原案に賛成者の発言を許します。
（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 47 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第４号）を採決します。
この表決は起立によって行います。
議案 47 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
議長（横山弘藏）　起立全員です。
したがって、議案第 47 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第 48 号、財産の取得についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 48 号、財産の取得について、説明いたします。
取得する財産は、新診療所において使用する「医事一体型電子カルテシステム」でございます。
今回、導入いたします「医事一体型電子カルテシステム」は、診療に用いる電子カルテと受付や薬剤処方時に使用するレセプトコンピュータが一体型となったもので、これまでより、機能が優れており、事務の効率化が期待できます。
去る 10 月 27 日に一般競争入札を行い、東七株式会社が、消費税を含む 1,012 万円で落札し、購入契約を締結するものでありますが、取得価格が 700 万円を超えておりますので、地方自治法第 96 条第１項第８号の規定及び、小値賀町議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、ご提案申し上げる次第でございます。
なお、納入期限は令和４年 12 月 28 日までといたしております。
以上で提案理由の説明を終わります。
よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。　今　田　議　員
７番（今田光弘）　あの新しい診療所でこのシステムを導入して、そして実際、診療が始まるまでにやはり練習というかですね、やっぱそういうことが必要かと思うんですが、そのあたりのスケジュールですね、建物は建ったんですがその後のスケジュールがちょっと見えないんで、その辺のご説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏）　診療所事務長
診療所事務長（牧尾　豊）　お答えいたします。
　新診療所の診療開始までのスケジュールですが、今回契約をさせていただきました後に、デモコンピュータといいまして、デモシステムを、今使っているシステムで練習ですね、練習できることを、予定をしております。ですので、機械の整備は整備で進めさせていただいて、事前に職員用の練習を、模擬練習として、通常の業務の合間にですね、していくことでスムーズな移行に繋げていきたいと、そのように考えております。
議長（横山弘藏）　今　田　議　員
７番（今田光弘）　この内容とはちょっと関係ないんですが、実際、診療開始というのはいつ頃になる予定でしょうか。
議長（横山弘藏）　診療所事務長
診療所事務長（牧尾　豊）　お答えいたします。
　診療の開始日につきましては、今現在、新しい診療所に必要な備品類、医療機器も含めてから搬入をさせていただいております。まだ完成ではなくておりますので、それが万事完成して、尚且つ消防訓練等々、救急受け入れ訓練、そういった受け入れ体制の方もやる必要があります。その辺も含めて、受け入れ体制の万全が整った時に開院と、開業というふうに考えております。予定としては早めにということでしかちょっと今お答えはできませんが、建物は完成されておりますので、早い開業に向けて、努力してまいりたいと、そのように考えております。
議長（横山弘藏）　浦　　議　　員
６番（浦　英明）　先ほど町長が、12 月 28 日に納入すると、こういうふうに言われましたんで、それ以降でないと開始できないのではないかと思いますが、お尋ねします。
議長（横山弘藏）　診療所事務長
診療所事務長（牧尾　豊）　お答えします。
　この機械の発注の段階ですね、の時には、議員ご存じのとおり半導体不足のところが、懸念がありましたので、12 月 28 日までというふうな期限をこちらとしては設定をさせていただきました。その後、メーカーさんともよく協議をさせていただきまして、納入につきましては 12 月、11 月下旬もしくは 12 月上旬を現在見込んでおりまして、その後スムーズな設置と開院に向けて進めてまいりたいと、そのように考えております。
議長（横山弘藏）　おおよその開設のあれはわからない。だいたい、そのわからんとかな。全然予想できんと。ちゃんと答えて下さい、わかっておれば。住民はだいたいいつ頃かって気にしとるけん、だいたいいつ頃になるか。

議長（横山弘藏）　診療所事務長
診療所事務長（牧尾　豊）　お答えいたします。
　確約はちょっとお答えできませんけども、システムの移行にかなりの労力が要ります。現在、使用している電子カルテとか、ＣＴ、レントゲン、そういった機器の移設、それとセッティングの方とかの調整にかなりの時間を要する、まぁ調整ですね、ということで、今調整がちょっと難航しているとこなんですけど、こちらとしては 12 月中旬ですね、中旬、下旬あたりには開院したいと、そのような形で、スケジュール的には進めてまいりたいと考えております。
議長（横山弘藏）　ほかに、質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。

　これから、議案第 48 号、財産の取得についてを採決します。
　お諮りします。
　本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第 48 号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。
　以上で、本 11 月会議に附議された案件の審議は全部終了しました。
　これにて、令和４年小値賀町議会 11 月会議を終了いたします。
　どうもご苦労様でした。

―　午前　10　時　48　分　　散会　―